

地区薬剤師会 担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

下記のとおり、日本薬剤師会より通知がありました。医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼及び小児用アセトアミノフェン細粒やシロップ剤が不足した場合の対応等(疑義解釈その39)への協力依頼が示されております。地域において限られた医療資源の適切な供給に向け、貴地区会員薬局へご周知をお願いいたします。

写

日 薬 業 発 第 395 号
令 和 5 年 1 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 田尻 泰典

副会長 森 昌平

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼及び
疑義解釈資料の送付について (その39)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添1のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大による解熱鎮痛薬等の需要増加および季節性インフルエンザとの同時流行を想定した外来医療提供体制の強化に伴い、解熱鎮痛薬等の安定供給に係る相談窓口の設置、解熱鎮痛薬を必要とされている方に継続して供給できるようにするため、買い込みを厳に控えることや代替薬の使用等への協力依頼については、令和4年12月16日付け日薬業発第350号他にてご案内の通りです。

今般の連絡は、現在においてもなお解熱鎮痛薬等の需要が増加している一方、製造販売業者からの限定出荷が続いており、特に小児用(散剤等)の製剤については全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっていることから、引き続き、買い込みを厳に控えることや代替薬の使用、小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ剤が不足した場合の対応(5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用や、必要に応じて錠剤粉碎等の調剤上の取組みについて考慮すること)等への協力を依頼するものです。

また、これに関連して、厚生労働省保険局医療課より別添2のとおり、調剤上の取組みに関連した保険上の疑義解釈が追加で示されました。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、地域において限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼(令和5年1月13日付. 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)
2. 疑義解釈資料の送付について(その39)(令和5年1月13日付. 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 13 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和5年1月13日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加している一方で、製造販売業者からの限定出荷が続いています。

解熱鎮痛薬等の供給に関してはこれまでも、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和4年7月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」（令和4年11月11日付け同課事務連絡）において、小児など必要とされている患者へ安定的に供給できるよう、協力をお願いしてきたところですが、解熱鎮痛薬等の製剤のうち、特に小児用（散剤等）については、現下の感染患者の増加に伴い、全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっています。こうした中、地域の薬局等においては、5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用や、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組みを行っていただいております。

こうした状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を小児など必要な患者に適切に供給できるよう、解熱鎮痛薬等が安定的に供給されるまでの間、下記の対応について、今一度の周知をお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬等（散剤を含む）について、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。
- 3. 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み
4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつく場合には、できる限り調整をしていただきたいこと。

疑義解釈資料
(その39)問1

【自家製剤加算】参照

事務連絡
令和5年1月13日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その39）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 13 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部 (局)
後期高齢者医療主管課 (部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 39)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号)等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【院内製剤加算】

問1 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染拡大の状況において、解熱鎮痛薬、咽頭痛治療薬、鎮咳薬等（以下「解熱鎮痛薬等」という。）の需要が増加する一方、供給が限定されているため、保険医療機関において、小児に対する解熱鎮痛薬等の処方に対応するに当たり、細粒、ドライシロップ等の製剤の不足している場合において、入院中の患者に対して、錠剤を粉砕し、賦形剤を加えて調剤した上で、用法・用量に従って投薬を行った場合、院内製剤加算を算定できるのか。

(答) 「医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼」(令和5年1月13日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)の記の3において、細粒、ドライシロップ等の小児への投与に適した解熱鎮痛薬等の製剤が不足し、やむを得ない場合には、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤にするなどの取組についても考慮することとされていることから、当該事例において院内製剤加算を算定して差し支えない。なお、このような場合には、レセプトの摘要欄に「小児用の〇〇(注:当該薬剤の一般名)の不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。

また、この場合の薬剤料については、当該薬剤の実際の投与量に相当する分を請求するようにされたい。

調剤報酬点数表関係

【自家製剤加算】

問1 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染拡大の状況において、解熱鎮痛薬、咽頭痛治療薬、鎮咳薬等（以下「解熱鎮痛薬等」という。）の需要が増加する一方、供給が限定されているため、保険薬局において、小児に対する解熱鎮痛薬等の処方に対応するに当たり、細粒、ドライシロップ等の製剤の不足している場合において、処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し、賦形剤を加えて、用法・用量に従って調剤した上で交付した場合、自家製剤加算を算定できるのか。

(答)

「医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼」(令和5年1月13日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)の記の3において、細粒、ドライシロップ等の小児への投与に適した解熱鎮痛薬等の製剤が不足し、やむを得ない場合には、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤にするなどの取組についても考慮することとされていることから、当該事例において自家製剤加算を算定して差し支えない。なお、このような場合には、**レセプトの摘要欄**に「小児用の○ ○(注：当該薬剤の一般名)の不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。

また、この場合の薬剤料については、当該薬剤の実際の投与量に相当する分を請求するようにされたい。